

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策経費に充てるものとされている。

令和3年度決算における充当状況については、下記のとおりである。

### 令和3年度決算の充当状況

#### 【歳入】

地方消費税交付金 374,080千円

<内訳> 169,342千円（一般財源分）

**204,738千円（社会保障財源分）**

#### 【歳出】

引き上げ分（社会保障財源分）の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

（単位：千円）

| 事業名            | 事業費     | 国庫支出金   | 県支出金   | 地方債 | その他   | 一般財源    |
|----------------|---------|---------|--------|-----|-------|---------|
| 障がい介護給付等事業     | 377,572 | 198,312 | 93,527 |     |       | 85,733  |
| 老人施設保護措置事業     | 28,589  |         |        |     | 5,197 | 23,392  |
| 介護保険事業特別会計繰出   | 282,637 | 8,114   | 4,151  |     |       | 270,372 |
| 国民健康保険事業特別会計繰出 | 98,055  | 14,359  | 49,328 |     |       | 34,368  |
| 後期高齢者医療事業      | 245,714 |         | 37,829 |     |       | 207,885 |

## 地方消費税率の引き上げ分に係る使途の明確化について

平成26年4月1日より消費税率が5%から8%へ、令和元年10月1日より消費税率が8%から10%へ引き上げられたことに伴い、地方消費税交付金の増収分については、その使途を明確化し、社会保障施策経費に充てるものとされている。

令和5年度当初予算における充当状況については、下記のとおりである。

### 令和5年度予算の充当状況

#### 【歳入】

地方消費税交付金 376,000千円

<内訳> 171,080千円（一般財源分）

**204,920千円（社会保障財源分）**

#### 【歳出】

引き上げ分（社会保障財源分）の充当については、下記事業の一般財源の一部に活用するものとする。

（単位：千円）

| 事業名            | 事業費     | 国庫支出金   | 県支出金    | 地方債 | その他   | 一般財源    |
|----------------|---------|---------|---------|-----|-------|---------|
| 障がい介護給付等事業     | 411,887 | 205,482 | 102,874 |     |       | 103,531 |
| 老人施設保護措置事業     | 30,069  |         |         |     | 5,700 | 24,369  |
| 介護保険事業特別会計繰出   | 315,732 | 8,917   | 4,358   |     |       | 302,457 |
| 国民健康保険事業特別会計繰出 | 113,189 | 15,895  | 57,171  |     |       | 40,123  |
| 後期高齢者医療事業      | 257,898 |         | 39,060  |     |       | 218,838 |